

くらしの法律救急箱



第66回 身近な法律問題と新しい民法

コンビニエンスストアでの買い物や交通機関への乗車などの契約、交通事故の場合の損害賠償に関するルールなどを定める民法は、私たちの生活の基盤となる法律です。民法は明治29年に制定されましたが、その後の社会の変化を受けた大改正があり、令和2年4月1日から施行されています。

改正点は多岐にわたりますが、今回は、生活に身近な内容を取り上げてみましょう。

1 定型約款

電気、ガス、電話の利用、預金に関する契約、電車の運送契約などについては、「利用規約」などの名称で、事業者が画一的に契約内容を定めています。これを「約款」といいます。この約款が広く用いられている一方で、これまでの民法には約款に関するルールがありませんでした。そこで、新しい民法は、約款の中でも、契約内容が画一的であることが双方にとって合理的であるものを「定型約款」と定義し、そのルールを盛り込みました。

この「定型約款」については、その中の条項がどのような場合に契約内容となるのか（有効となるのか）を定めるとともに、利用者の利益を一方的に害する不当な条項については無効とされることも明らかにされて

ています。

利用規約というと、小さい文字で大量の条項があるというイメージがあり、全部を隅から隅まで読むという方はまれでしょう。しかし、利用規約を読まなくても、「利用規約に同意する」という欄にチェックを入れれば、有効に契約内容となります。その一方で、利用者にあまりに不当な条項には従わなくてよい（効力を生じない）と扱われることとされています。

2 消滅時効

消滅時効とは、権利があっても、その権利を一定期間行使しない場合には、権利自体が消滅してしまうという制度です。

かつての民法では、権利（債権）を行使することができる時から10年で時効消滅することを原則としながら、例外として、債権者の職業ごとに時効期間を定めていました。例えば、飲食代金の時効期間は1年であり、極めて短期間とされていました。

新しい民法では、客観的に権利を行使することができる時から10年、又は債権者が権利を行使することができることを知った時から5年で権利は消滅することとし、職業別の時効期間は廃止されました。

しかし、権利があるのにこれを放置すると、取り返



弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

しのつかない結果を招くおそれがある、という点は変わりませんので注意が必要です。

3 賃貸借

新しい民法は、賃貸借に関するルールを追加しました。

まずは、「原状回復」についてです。部屋の借主は、賃貸借契約が終了するときには、その部屋を元の状態に戻して返さなければなりません。しかし、借りた時と全く同じ状態にしなければならぬとすれば、多額の費用がかかります。そこで、新しい民法では、普通に使っていてもつく汚れや家具を置いたことによる傷(いわゆる経年劣化)については直さなくてもよいとされました。他方、物を落として洗面台が割れたような場合は、弁償が必要です。

また、敷金についてもルールが新設されました。敷金とは、賃料等の債務がきちんと支払われないときに引き当てられる、借主が貸主に最初に預けるお金をいいます。預かり金ですので、賃料等の債務の不払いがないときは、賃貸借の終了時に返還されます。ただし、故意・過失によって生じた破損箇所を元に戻す費用などは差し引かれることとなります。

4 保証

保証とは、例えば、借りたお金を返済する義務を負っている人が、それを履行することができない場合には、「その人に代わって返済をする」と約束することです。借金に限らず、賃貸借契約には保証人が求められていますし、保証人になったことで予想以上に多額の支払義務を負ったという話も耳にしたことがあるでしょう。

保証人を保護するための制度は、これまでも民法に取り入れられてきましたが、新しい民法によって、さらに保証人の保護が図られることとなりました。

まず、保証人が法人でない場合、保証の対象となる債務が契約の時点で特定していない場合(根保証といえます)には、保証の上限額(極度額)を定めなければ無効です。保証の対象となる債務が契約の時点で特定しない場面としては、先ほどの賃貸借契約に関する保証のほか、入院費用を支払う義務の保証など、比較的身近に存在します。

他にも、会社の事業ための借入の保証に当たっては、公正証書を作って意思確認することや、保証人になることを依頼するに際して、会社の財務状況を説明しなければならぬことも定められました。